期限付きの入所・在園になる場合

以下に該当する方は、期限付きの入所・在園となります。期限以降、保育施設の利用を希望する 場合、手続きが必要です。

①求職活動・就労要件を満たしていない場合

求職活動や就労要件を満たしていない就労の場合は、入所日(離職日の翌日)から90日以内に就労要件を満たした就労を開始していただかないと、保育解除(退所)となります。

手続き

入所日(離職日の翌日)から90日以内に就労開始、または就労日数・時間数を増やし、変更届「7.世帯員の就労状況」(就職)欄の記入及び就労証明書を提出してください。

※就労の最低条件 1日4時間以上かつ月16日以上

具体例1 求職活動を理由として4月1日に入所した場合

6月30日まで在園できます。

7月1日以降も保育園を利用継続したい場合は、

入所日から90日以内「6月29日までの就労開始」と「変更届及び就労証明書の提出」が必要です。

具体例2 就労していた保護者が6月20日付けで退職した場合

保育園に引き続き「求職活動」を理由として9月30日まで在園できます。

10月1日以降も保育園を利用継続したい場合は、

退職日の翌日から90日以内「9月18日までの就労開始」と「変更届及び就労証明書の提出」が必要です。

②雇用契約が有期・就労内定の場合

手続き

• 雇用期間が有期の場合

契約満了後、速やかに更新後の就労証明書を提出してください。 更新後の就労証明書が確認できない場合、保育解除(退所)となります。

・ 就労内定での就労証明書を提出している場合 就労開始後に、提出していた就労証明書の内容と変更があった場合は、速やかに就労証明書を 再提出してください。

③妊娠・出産を理由にした新規入所の場合

原則、出産予定日の8週前の日の属する月初めから出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の月末まで在園が可能です。

手続き

出産後、変更届「6. 世帯員の増減」欄の記入及び出生日がわかる書類(母子手帳内出生証明書の写し等)を提出してください。